

都内区市町村の地域福祉計画の
策定状況等について
(令和3年度調査結果)

令和3年4月1日時点

1 区市町村別地域福祉計画の策定状況等

区市町村名	策定状況				現行計画の期間		現行計画の改定・次期計画の策定予定			
	策定済	未策定	新規計画策定予定		定めあり	定めなし	現行計画改定予定		次期計画策定	
			あり	なし			あり	なし	あり	なし
千代田区	○					○	○		○	
中央区	○				○			○	○	
港区	○				○		○		○	
新宿区	○				○			○	○	
文京区	○				○			○	○	
台東区		○	○							
墨田区	○				○		○		○	
江東区		○	○							
品川区	○				○			○	○	
目黒区	○				○		○		○	
大田区	○				○			○	○	
世田谷区	○				○			○	○	
渋谷区		○	○							
中野区	○				○		○			○
杉並区	○				○		○		○	
豊島区	○				○			○	○	
北区	○				○			○	○	
荒川区		○	○							
板橋区	○				○		○		○	
練馬区	○				○			○	○	
足立区	○				○		○			○
葛飾区	○				○			○	○	
江戸川区	○				○			○	○	
八王子市	○				○			○	○	
立川市	○				○			○	○	
武蔵野市	○				○			○	○	
三鷹市	○				○			○	○	
青梅市	○				○		○		○	
府中市	○				○			○	○	
昭島市	○				○		○		○	
調布市	○				○			○	○	
町田市	○				○			○	○	
小金井市	○				○		○		○	
小平市	○				○		○		○	
日野市	○				○			○	○	
東村山市	○				○			○	○	
国分寺市	○				○			○	○	
国立市	○				○			○	○	
福生市	○				○			○	○	
狛江市	○				○			○	○	
東大和市	○				○		○		○	
清瀬市	○				○			○	○	
東久留米市	○				○			○	○	
武蔵村山市	○				○			○	○	
多摩市	○				○			○	○	
稲城市	○				○			○	○	
羽村市	○				○			○	○	
あきる野市	○				○			○	○	
西東京市	○				○			○	○	
瑞穂町	○				○			○	○	
日の出町	○				○			○	○	
檜原村	○				○			○	○	
奥多摩町	○				○			○	○	
大島町	○				○		○		○	
利島村		○		○						
新島村	○				○			○	○	
神津島村	○				○			○	○	
三宅村	○				○			○	○	
御蔵島村		○		○						
八丈町	○				○			○	○	
青ヶ島村		○		○						
小笠原村	○				○			○		○
	55	7	4	3	54	1	14	41	52	3

今後の計画策定方針「なし」の理由(自由記述)

- 現在、策定に向け検討中
- 人員不足により、計画策定に人員を割けないため
- 未定

2 記載内容(現行計画/次期(新規策定)計画)

(1)計画の形態

項目	回答数
単独計画	23
他計画と合本	35

※現在は未策定だが、今後、計画を策定する方針がある3自治体を含む。(単独計画:3)

⇒

他計画	回答数
総合計画	8
介護保険事業計画	8
子ども・子育て支援事業計画	4
障害福祉計画・障害児福祉計画	7
地域福祉活動計画(社協)	0
その他	31

その他…健康増進計画、保健医療計画、老人福祉計画、障害者計画、福祉のまちづくり推進計画、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画、自殺対策計画 など

(2)区市町村独自の取組・項目

	区市町村	取組・項目
1	中央区	地域の情報を共有し、地域資源を把握・活用するため、地域の基礎データや特性、施設やサロンなどの地域資源の状況、地域活動者、団体グループインタビューの調査結果を踏まえた強みや課題などをまとめた「地域カルテ」を作成した。毎年、地域住民を対象とした地域福祉懇談会を開催し、そこで住民から出た意見を踏まえ、保健医療福祉計画推進委員会・地域福祉専門部会で協議のうえ、地域カルテの内容を更新していく。
2	新宿区	新宿区は、総合計画を社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」を内包したものとして策定している。同計画は、基本構想を実現するための基本計画と都市マスタープランの性格を併せ持ち、一体的な計画として策定している。また、10年の総合計画期間は、第一次実行計画から第三次実行計画として3・3・4年ごとの計画期間を設定し、必要に応じて見直しを行うこととしている。
3	墨田区	・重点取組として、包括的支援体制の構築を位置づけた。 ・現計画から引き続き、基本的視点として「プラットフォームによる地域福祉」を推進している。
4	目黒区	包括的な支援を目指して、平成31年4月、健康福祉部に福祉総合課を新設し、当課に福祉の総合相談窓口(愛称:福祉のコンシェルジュ)を開設した。当窓口では、保健福祉の相談支援を行う「ふくしの相談係」と、生活困窮者自立支援法に基づく自立支援を行う「くらしの相談係」が、福祉分野全般の相談を丸ごと受け止め、解決に向けてサポートしている。
5	大田区	複合課題のある支援対象者に対して、チームで対応する「複合課題に取り組む個別支援」と、地域の力を活かした「支援と共生の地域づくり」を取組みの2つの柱とし、大田区版「地域共生社会の実現」を推進する体制構築を行っている点。
6	世田谷区	・本計画において、保健、医療、福祉のすべての施策を網羅的に扱うのではなく、各分野で共通の基盤となり、今後10年間で取り組むべきものについての、基本的、横断的な考え方を示している。 ・1. 地域包括ケアシステムの推進 2. 区民、事業者等との協働による福祉の地域づくり 3. 地域福祉を支える基盤整備の3点を柱として、今後の施策を展開するとしている。
7	豊島区	高齢者、障害者、子ども、外国人といった対象毎ではなく、区民の支援ニーズに目を向けた目的別の施策体系により、地域保健福祉に関して「共通して取り組む事項」を明らかにし、支援を必要とする人の生活課題に目を向けて、「周辺課題」や「制度の狭間」にある人々を支援する内容としている。
8	北区	計画策定にあたっては、区民が描く区の将来像としてあげられている「健やかに安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし、地域の福祉力の総合的な育成・充実を最重要課題と位置付けた。また、策定した計画は、計画に基づく施策が地域において効果的に展開されるよう、取組みの方向を理念的に示すものとし、個別事業の評価は個別事業計画の検証に委ねるものとしている。
9	練馬区	第2次みどりの風吹くまちビジョンに掲げた取組の推進や成年後見制度の内容を盛り込んでいる。
10	八王子市	①地域の包括的な相談窓口となる地域福祉推進拠点整備を計画の重要な施策としている。 ②今期計画より施策における数値目標を設定した。
11	立川市	身近な圏域で「まるごと」相談を受け止める体制づくり、「地域福祉コーディネーター」による地域づくり、「地域福祉アンテナショップ」の設置。
12	調布市	○福祉施策を取り巻く現状等を踏まえ、今回は、地域福祉計画、高齢者総合計画、障害者総合計画の福祉3計画の同時策定に当たり、新たに共通の将来像や各計画を貫く4つの基本理念を定めるとともに、これまで計画ごとに異なっていた圏域の設定を新たな8つの福祉圏域に再編統合した。 ○重点施策を3つ掲げ、そのうちの2つ目に、「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を新たに掲げ、地域住民が課題を我が事として考え、解決へ取り組んでいただけるようにしています。 ○8つの圏域ごとに強みや弱みなど地域特性についても記載しました。

区市町村		取組・項目
13	町田市	次期計画は、市民部市民協働推進課の協働による地域社会づくり推進計画「地域経営ビジョン」と統合した計画として策定
14	小金井市	地域福祉計画を市の保健福祉に係る各計画に共通する基本的な視点や理念を示す計画として位置付け。公募市民を含めた外部の評価機関(地域福祉推進委員会)を設置し、計画の取組状況を評価。
15	日野市	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の上位計画と位置付け、福祉全体を俯瞰して各福祉分野に共通する事項を共通の施策として示している ・計画の推進状況を確認するために、成果指標を設定 ・防犯、防災、まちづくり、男女共同参画等、地域福祉の推進において関連がある分野との連携を図る
16	国立市	<p>「だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる」を基本理念に掲げ、下記4つの基本目標の実現に向け、施策を実施。</p> <p>①お互いを理解し、共に支え合う地域づくり ソーシャルインクルージョンの理念に基づき、全ての人が、お互いを尊重し合い、それぞれが支え合う地域づくりを目指す。</p> <p>②24時間安心して安全に暮らせる地域づくり 全ての人が、24時間365日安心して安全に暮らせる地域づくりを目指す。</p> <p>③自分らしく暮らし続けられる地域づくり 自分で選んだ地域で、自分らしい生き方を安定して実現できる仕組みや環境づくりを推進する。</p> <p>④福祉の総合的な相談と自立支援の推進 制度の狭間で苦しんでいる人や、複合的な課題を抱えている人について、分野を超えた相談を受け止める体制を構築する。国立市社協と連携し、市内にコミュニティソーシャルワーカーを4名配置。住民同士のサポートのため助言等を行い、小地域福祉活動を実践。</p>
17	狛江市	成年後見制度利用促進事業計画については初めての策定です。多摩南部成年後見センター構成5市で策定した「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」から、さらに市の実情に応じた成年後見制度利用促進の市計画となります。

(3) 計画の記載内容

	項目	現行計画		次期計画(※)		
		記載あり	記載なし	予定あり	予定なし	未定
ア	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項	54	1	43	0	15
イ	上位計画としての位置付け又は他計画との関係に関する説明	52	3	43	0	15
ウ	多機関の協働による包括的支援体制の構築に関する事項	49	6	41	1	16
エ	住民による主体的な地域課題の解決に向けた体制整備に関する事項	49	6	37	1	20
オ	共生型サービスの推進に関する事項	29	26	24	5	29
カ	権利擁護に関する事項(成年後見制度など)	53	2	43	0	15
キ	福祉サービスの質の向上に関する事項	55	0	42	0	16
ク	住宅確保要配慮者の居住支援に関する事項	34	21	27	4	27
ケ	社会福祉協議会との連携に関する事項	55	0	42	0	16
コ	民生・児童委員の活動の支援に関する事項	49	6	39	0	19
サ	町会・自治会の活動の支援に関する事項	45	10	34	1	23
シ	災害時要援護者対策に関する事項	53	2	41	0	17
ス	福祉人材の確保・定着に関する事項	50	5	40	1	17
セ	ボランティア、市民活動の育成・活性化に関する事項	53	2	40	1	17
ソ	生活保護に関する事項	34	21	26	2	30
タ	子供の貧困対策に関する事項	34	21	28	2	28
チ	生活困窮者対策に関する事項	49	6	40	0	18
ツ	企業・商店会との連携強化に関する事項	24	31	24	6	28
テ	教育機関との連携強化に関する事項	37	18	28	3	27
ト	福祉のまちづくりに関する事項	45	10	36	1	21
ナ	社会的孤立者(引きこもり、刑余者、外国人等)支援に関する事項	42	13	33	1	24
ニ	在宅医療に関する事項	31	24	24	6	28
ヌ	地域住民等が集う拠点の整備に関する事項	40	15	31	3	24
ネ	社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進に関する事項	29	26	22	2	34
ノ	自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方に関する事項	25	30	25	2	31
ハ	地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項	38	17	39	0	19
ヒ	その他の主な記載事項	6	49	5	2	51

※ 「次期計画」には、現在は未策定だが、計画を策定する方針がある3自治体を含む。

その他の記載事項(自由記載)

- 福祉教育の推進、生涯現役社会・エイジレス社会の推進、障害のある人への支援の充実
- 「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を目指し、地域包括ケアシステムの対象は高齢者だけではなく、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など広く捉えて推進する。
- 福祉と文化の融合(文化の力を活かした地域づくり、多文化共生の促進、東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツ文化の醸成)
- 地域におけるトータルケアの推進(誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるようにするための仕組みづくり)
- 個別計画や個別基本方針がある事項については、個別計画に委ねるものとして詳細な記載は行わない。

【次期計画での記載予定】

- ・成年後見制度利用促進基本計画と再犯防止推進計画を合本予定
- ・重層的支援体制整備実施計画を合本予定

3 圏域の設定

項目	回答数(※)
あり	26
なし	32

※ 現在は未策定だが、計画を策定する方針がある3自治体を含む。

「あり」の場合の具体的な設定(自由記述)(主なもの)

- 地域包括支援センター等を基礎として設定(複数回答あり)
- 中学校区を基礎として設定(複数回答あり)
- 町会・自治会ごとに設定(複数回答あり)
- 地域センター区域、文化センター圏域、行政区域、住民協議会の住区、人口比などを基にして設定
- ・(日常生活圏域)
区内を4に分け、すこやか福祉センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所を設置している。
- (日常区民活動圏域)
区内を15に分け、住民主体の活動を推進するための拠点として区民活動センターを設置している。また、アウトリーチチームの活動単位としている。
- ・福祉、教育、地域コミュニティ等の共通基盤である小学校区を基礎とし、それらの複数で構成される8つの圏域(中学校区規模)を設定
- ・第3期計画で、市全域1圏域、住所別の市内4圏域、旧小学校区20圏域を設定。第4期計画でも同様の考えを踏襲している。
- ・町全体(町、社会福祉協議会)中組織圏域(地域自治会)基礎組織圏域(地区)

4 進行管理

(1) 評価指標の設定

項目	回答数(※)
あり	28
なし	30

※ 現在は未策定だが、計画を策定する方針がある3自治体を含む。

評価指標の設定「あり」の場合の指標の項目(自由記述)(主なもの)

【評価指標の項目に関する回答】

- ・住民主体による地域活動の拠点数
- ・地域ケアネットワークの設立住区数及び活動の充実
- ・地域福祉コーディネーターへの相談件数
- ・地域活動に参加するつもりのない市民の割合
- ・コミュニティバス輸送人員
- ・成年後見制度について言葉や仕組みを知っていると答えた割合
- ・市民後見人受任者数
- ・地域包括支援センター認知度
- ・認知症サポーター養成数
- ・医療と介護の関係者の交流の場の開催回数・参加人数
- ・相談窓口の分からない人の割合
- ・災害時などいざという時に近所の人と協力しあえると思う割合
- ・ボランティアセンター登録者数
- ・福祉ボランティアの参加者数
- ・障害者差別解消法認知度
- ・女性相談件数
- ・福祉サービス第三者評価受信件数
- ・コミュニティ活動の推進についての満足度
- ・市民参加のまちづくりについての満足度
- ・地域福祉の推進についての満足度
- ・地域活動拠点の利用状況
- ・各個別計画の総合的な進捗状況
- ・市民後見人活動人数
- ・権利擁護センターでの相談件数
- ・包括支援センター総合相談件数
- ・高齢者各種事業参加者数
- ・特定健康診査受診率
- ・外出をあきらめたことがある人の割合
- ・災害時個別支援計画策定数
- ・ボランティアセンター登録団体数
- ・自治会・町内会等の加入世帯数
- ・生活困窮者支援プラン作成数
- ・消費者相談件数

【評価指標に関する回答】

- ・ A+ : 計画以上に進んだ、A : 概ね計画どおり、B : 遅れや修正が生じた
- ・ 順調、おおむね順調、進んでいない、全く進んでいない、事業終了
- ・ 達成(100%)、おおむね達成(70-80%)、一部達成(70%未満)、未達成・未着手(20%未満)
- ・ 「A: 充実させる」、「B: 継続させる」、「C: 見直し検討」の3指標を用い評価。
- ・ 進捗状況をAからDまでの指標で評価する。
- ・ A・・・ ほぼ施策内容を達成した。
- ・ B・・・ 施策内容をある程度達成したが、今後の改善、検討を要する。
- ・ C・・・ 施策内容を達成したとは言えず、現状について大きな課題がある。
- ・ D・・・ 未実施

(2) 計画推進委員会の設置

項目	回答数
あり	38
なし	20

※現在は未策定だが、今後、計画を策定する方針がある3自治体を含む。

⇒

計画推進委員会の構成	回答数
庁内のみ	6
外部委員あり	33

※庁内のみ推進本部と、外部委員ありの推進協議会を持つ1自治体を含む。

5 包括的な支援体制の整備

(1) 住民による主体的な地域課題の解決に向けた体制整備

ア 地域住民の参加を促す活動を行う者(地域福祉コーディネーター等)への支援の状況

地域住民の参加を促す活動を行う者	回答数		地域住民の参加を促す活動を行う者への支援	回答数
あり	43	⇒	あり	33
なし	19		なし	10

地域住民の参加を促す活動を行う者への支援「あり」の場合の具体的な支援内容(自由記述)(主なもの)

- 地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターの設置(複数回答あり)
- 民生児童委員の活動に対する支援(複数回答あり)
- 地域福祉コーディネーター等、地域住民の参加を促す活動を行う者に対しての研修実施(複数回答あり)
- ・ 地域における関係団体等を含めた会議を実施し、情報共有を行っている。
- ・ 5地区に生活支援コーディネーターとコミュニティーソーシャルワーカーを配置し、それをバックアップする地域づくり支援員を区役所内に配置した。また、地域の連携の場である協議体において地域課題の共有、生活支援サービスの創出を行う。
- ・ 委託にて生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に設置し、地域の高齢者に関する課題の解決のための協議体を8か所設置、また、地域資源情報についてのおでかけマップを作成等を実施。
- ・ 地縁組織を中心とした地域住民組織を運営者とした区民活動センターの設置(15か所)、区民団体の運営に関する知識・スキル、地域課題解決の手法などを学ぶ講座の実施
- ・ 地域福祉コーディネーターを配置し、住民や地域福祉協働推進員(通称:ネリーズ)、地域の課題解決のために行動しているキーパーソンとともに、住民同士の支え合い、助け合いの活動が活性化するよう支援
- ・ 社会福祉協議会への委託により地域福祉コーディネーターを配置し、月1回程度両者で担当者会議を開催し個別ケースの進捗管理等を行うほか、把握した課題を必要に応じて庁内関係部署に共有している。年4回大学教授によるスーパービジョンを実施し、課題の整理とスキルの向上を図っている。

イ 地域住民等が相互交流を図ることができる拠点(多世代交流拠点等)の整備状況

地域住民等の相互交流の場の整備	回答数		整備するにあたって活用した補助事業	回答数
あり	30	⇒	あり	11
なし	32		なし	19

設置数(合計)

222 か所

【整備するにあたって活用した補助事業「あり」の場合の具体的な補助事業名(自由記述)】(主なもの)

- 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(複数回答あり)
- 高齢者見守り相談窓口設置事業人生100年時代セカンドライフ応援事業
- 高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金
- ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業
- 高齢者生きがい活動促進事業
- ボランティアのまちづくり推進事業
- 地域福祉推進事業補助金

ウ 整備した拠点の実施内容

	区市町村	実施内容
1	千代田区	地域の高齢者を子どもたちがおもてなしし、養成したボランティアが調理した食事を一緒に食べる「多世代交流食堂かがやキッチン」や、工作や喫茶など参加者同士が交流できる多世代交流サロン「Ciao!くらぶ」等を実施している。
2	中央区	地域に開かれた多世代交流の拠点「勝どきデイルーム」では、多世代交流ができるコミュニティカフェ「おとなりカフェ」と、社会福祉士が相談に応じる「ちょこっと相談会」を第1・3土曜、第2・4火曜の13~16時に開催している。それ以外の時間は、ボランティアがイベントや地域貢献活動を行う場所としている。
3	港区	①芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ(開所日時)月曜~日曜 9:30~20:00 ※ 祝日及び12/29~30は18:15まで。年末年始は休館(運営体制)委託/公益財団法人東京YMCA ②子ども、中高生複合施設等(開所日時)9:30~20:00 ※ 祝日年末年始は休館(運営体制)委託/東京聖労院他
4	新宿区	多世代が支え合う「地域支え合い活動」の推進のため、担い手や団体の育成・支援、活動のコーディネート等を実施している。

区市町村	実施内容
5 文京区	よろず相談、カフェ、子ども食堂、サロンのプログラム活動等
6 墨田区	「地域福祉プラットフォーム事業」 相談の場、地域の居場所としてコミュニティソーシャルワーカーが常駐
7 江東区	交流フロアを用いた、児童と保護者、高齢者が一緒になって楽しめるイベント(絵本の読み聞かせ、手遊び、自由工作、折り紙、運動など)を実施。また、しなのめYMCAこども園や近隣の保育園・児童館との交流も行う。しかし、令和2年度に関しては、新型コロナウイルス感染症に伴い、交流そのものが感染防止の対象になり、十分に実施できなかった。
8 品川区	老人福祉センター等の老朽化に伴う大規模改修のタイミングで、高齢者多世代支援施設(ゆうゆうプラザ)を新たに開設。高齢者を中心に多世代の区民の身近な憩いの場、交流の場として事業を実施している。
9 世田谷区	せたがや がやがや館: 開館時間は9時から22時。休館日は第3日曜、12/28～1/4。高齢者を中心とした多世代の方々の健康増進と交流の場として利用できる。交流室、多目的室、会議室、娯楽室、運動室、レストランほか。指定管理者による運営。
10 中野区	区内各所で子どもから高齢者を対象にまちなかサロンを開催。 各サロンで頻度は異なるが、月1～2回程度開催されている。
11 杉並区	住民主体の団体が、地域の交流等を目的にサロン活動や子どもの時間等を実施し、地域住民が集える活動を運営している。
12 豊島区	子供から高齢者まで、地域住民の誰もが利用できる施設として、「地域区民ひろば」を地域コミュニティの拠点として小学校区毎に設置している。(開所日:年末年始及び祝日を除く全ての日、開所時間:午前9時から午後5時、運営体制:区直営及び運営協議会による運営)うち8か所については、コミュニティソーシャルワーカー(GSW)を配置し、地域住民や地域の人的資源と連携・協力して、支援を必要とする人への多角的な見守りやニーズの早期発見に向けて取り組むとともに、専門機関へのつなぎ役を果たしている。
13 練馬区	各団体により異なる 【開所日時】 月1回～週6回、1日2～6時間程度 【集まる方】 地域住民 【運営体制】 NPO法人、社会福祉法人等のスタッフによる運営
14 江戸川区	なごみの家運営事業:月曜・祝日を除く9時から17時まで開館。子ども・高齢者・障害者など、すべての方が対象。地域共生社会を構築していく拠点として、江戸川区社会福祉協議会が設置・運営。区は社会福祉協議会に運営費を委託している。
15 八王子市	開所時間:月曜日～土曜日 9:00～17:00 包括的な相談窓口となる地域福祉推進拠点にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、課題解決のための専門機関との連携、橋渡し、サロン活動の立ち上げといった地域活動の支援などを行う。
16 立川市	「子育てひろば」で使用していた市営住宅の福祉施設を利用し、住民主体による地域の居場所をとって利用を開始している。
17 武蔵野市	地域住民等が運営主体となり主に高齢者を対象とした通いの場を実施している(テンミリオンハウス事業、いきいきサロン事業)
18 三鷹市	児童青少年の健全育成を図り、多世代にわたる多様な市民の主体的な学習を保障し、社会教育を含む生涯学習の振興を図るため、児童館機能、生涯学習支援機能、若者支援機能、多世代交流機能の事業を実施し、多世代にわたる市民の交流を促進している。
19 府中市	地域住民が相互支え合う組織として「わがまち支えあい協議会」を文化センター圏域をもとに活動している。
20 調布市	・野ヶ谷の郷 市民活動の促進、地域住民が交流し、支えあう地域を目指す拠点。毎日開館、運営はボランティア。 ・しばさき彩ステーション 多世代型コミュニティスペース。月～金の日中空いている。常駐スタッフ1名。 ・POSTO 子どもから大人まで誰でも自由に利用できる広場のような場所 週6オープン。常駐スタッフ3名。
21 町田市	・団地内の空き店舗でお惣菜販売や生活支援サービスの提供を行っている。 ・子どもから高齢の方まで、誰もが集える場としてイベントとレンタルスペースを提供している。

	区市町村	実施内容
22	小平市	拠点によって異なるが、開所は月2～8回の10～16時程度。子ども連れ・小学生・大学生・障がい者等が集まる。スタッフ登録者数は7～25名程度。喫茶店、薬局、教会などが休業日に開所する場合や自宅の一部を改修している場合など多種多様。
23	国分寺市	毎月神社を活用した多世代交流の居場所として開催。製作(季節の折り紙や正月飾り等)、ラジオ体操、ボッチャ体験、おしゃべり等、企画メンバーと相談をしながら内容を決めている。桜の時期には境内でイベント等の行事も企画・開催。
24	国立市	北福祉館及び西福祉館において「たまり場運営事業」を実施。福祉館の開館日に常時運営を行っており、老若男女問わず利用いただくため、さまざまな世代向けの雑誌等を設置し、また、スペースの提供も行っている。
25	狛江市	各種居場所事業、相談事業、交流事業、入浴見守りサービス、駄菓子屋、畑での作物収穫など。
26	稲城市	社会福祉協議会により、地域の子供からお年寄りまで誰でも気軽に立ち寄ることのできる拠点として、ふれあいセンターを設置。月・水・金曜日の10時～15時開所。ボランティアによるコーディネーターとともにレクリエーションや季節行事等を行っている。
27	西東京市	地域福祉コーディネーターと連携しながら、誰でも気軽に立ち寄っておしゃべりできる場所を運営する活動。実施場所は社会福祉協議会が市からの補助金も活用して市内8か所に整備した地域活動拠点や地域の集会所、医療・福祉施設、自宅等である。
28	大島町	既存公民館、老人福祉館等
29	新島村	本村地区2か所、式根島地区2か所、若郷地区1か所の公共施設を活用して地域住民や福祉関係者、民間事業者等が相互交流や会議、イベント等実施している。

エ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、運営について工夫している点(自由記述)(主なもの)

- 通常の感染防止対策(マスク着用、消毒・検温の実施、三密の回避)を徹底したうえで、利用定員や利用時間を制限し、運営を継続した。(同様の回答多数あり)
- オンラインの活用や運営方法の見直し、工夫により運営を継続。(複数回答あり)
 - ・ 活動休止している間は、手紙や電話のやり取りで参加者とのつながりを継続していた外、オンライン方式での活動を実施。その結果、これまで以上に多世代の参加が増えるケースも見受けられる。
 - ・ 多世代交流イベントの実施が難しいため、YouTube等を利用して区内の大学生たちや地域の方々の交流を毎月配信する、「離れていても多世代交流！チャオチャンネル」を開設し、動画を配信するなどしている。
 - ・ 毎月の活動はできないが、少人数で感染対策をして実施するほか、いつでも通常の居場所が再開できるように企画・準備をしている。初めてYouTubeの動画配信にも挑戦し、企画の一つである紙相撲は、親子ひろばと高齢者デイサービスの方々に力土の色塗りを協力してもらうことで、間接的な参加をもらった。コアメンバーで他団体が開催した催しにパネルシアターで参加した。
 - ・ 相談会について、緊急事態宣言期間中は電話相談会とした。その他の期間は感染症対策を徹底したうえで、運営を行っている。
 - ・ 緊急事態宣言中は相談業務のみとし、緊急事態宣言が解除されている期間は時間を区切り、人数も制限して交流機能を実施。
 - ・ 子ども食堂はテイクアウト等、実施方法を工夫して運営。
 - ・ 子ども食堂などで会場使用が難しい場合は、食料配付訪問に切り替えるなどして、関係を継続している。
 - ・ 団体によって、事前申し込み制へ切り替えたり、人数制限を設けて運営を継続。
 - ・ 午前を乳幼児親子、午後を小学生～中学生、夜間を中高生世代等の若者と、世代別に利用時間を分けて密集を防いでいる。また、高齢者を含む施設利用団体の活動内容、定員、利用時間等を市が定めるガイドラインに応じて制限している。
 - ・ 講座等が開催が出来ないため、主に行っていたお惣菜販売の他に身近な困り事への生活支援を始めた。

(2) 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制整備

項目	回答数
あり	32
なし	30

「あり」の場合の具体的な取組(自由記述)(主なもの)

- 区市町村、地域包括支援センター、社会福祉協議会等に分野を限定しない総合相談窓口を設置(複数回答あり)
- 庁内に関係課長を構成員とする連携会議を設置したり、関係係長による部会を月に1回開催。(複数回答あり※そのうち、社会福祉協議会等も構成員に含む自治体あり)
- ・ 包括的な相談窓口となる地域福祉推進拠点にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、課題解決のための専門機関との連携、橋渡し、サロン活動の立ち上げといった地域活動の支援などを行う。
- ・ 市内6つの生活圏域にある地域包括支援センターにて地域包括支援センター職員と地域福祉コーディネーターが連携して相談を受け止めている。
- ・ 生活福祉課に福祉総合相談窓口を設置すると同時に、定期的に総合支援調整を開催することで、既存の相談支援機関における相談支援ネットワークを強化している。
- ・ 介護保険制度における日常生活圏域により相談を受け、地域福祉コーディネーターとともに課題に取組み解決に導いている。
- ・ 社会福祉協議会への委託により東西各1人の地域福祉コーディネーターを配置し、ボランティア活動センター内窓口やアウトリーチにより地域におけるあらゆる相談に幅広く対応する総合的な相談支援を行っている。
- ・ 市役所内に福祉の総合相談窓口を設置し、相談支援包括化推進員を1名配置。併せて、社会福祉協議会に相談支援包括化推進員を現在2名配置。
- ・ 地域包括支援センター、子育てマネージャー、民生児童委員、介護支援専門員等、地域で相談対応する者が該当分野以外のニーズを把握した際に支援機関に繋げるよう地域のネットワークを構築。
- ・ 各エリアに地域福祉コーディネーターを配置し地域福祉推進委員会を支援することで課題解決を図る
- ・ 幅広い年齢層の参画及び福祉以外の課題解決に向けた試行事業をモデル地区で実施。
- ・ 8か所のふれあいセンターをコミュニティ・ソーシャル・ワークと関係づけた地域の福祉活動拠点と位置づけ、社会福祉協議会による地域の福祉課題やニーズの発見、相談機関へつなぐ機能、さらに具体的な支援につなげていくための仕組みづくりに取り組んでいる。
- ・ 市役所の2庁舎に窓口を設置し相談を受け付ける他、「ふれあいのまちづくり住民懇談会」(住民自主活動・市内20区域)、「地域の縁側プロジェクト」に参加するサロン等へ出向き、相談や地域課題を把握する。
- ・ 小規模自治体であるため、福祉保健課の窓口で対応が可能なこと、また地域包括支援センターも内包しているため、一つの窓口で包括的な対応を行っている。

(3) 多機関の協働による包括的支援体制の構築

項目	回答数
あり	40
なし	22

「あり」の場合の具体的な取組(自由記述)(主なもの)

- 庁内関係機関の連携会議の設置、庁内連携会議に加え関係機関を交えた協議会の設置(同様の回答複数あり)
- ・ 学識経験者、医療関係者等、福祉関係者、地域保健福祉関係者で課題共有している。多職種連携を強化するため在宅医療・療養・介護連携調整会議を設置している。
- ・ 電話連絡窓口のネットワークとして「いのちのネットワーク」を設置している。
- ・ 区(事務、福祉、保健師)、町会、自治会、地域包括支援センター、社会福祉協議会、専門職団体、民生・児童委員等による地域ケア会議を日常生活圏域単位で、年4回開催。
- ・ 区に包括的支援担当を配置し、高齢、障害、子ども等相談機関より受け付けた高度困難事例について、支援会議を開催する等後方支援を行っている。
- ・ 各圏域ごとに、地域包括支援センターや保健相談所、福祉事務所等関係機関による調整困難ケースへの対応事例合同研修会を開催
- ・ 「なごみの家」にて、地域ネットワークを活用し、適切な機関と連携をとっている。
- ・ 相談支援包括化推進員が各分野のプラットフォームに参加することで関係性づくりを行い、個別相談案件ごとに支援会議による支援チーム作りを行っている。
- ・ 民生児童委員協議会、赤十字奉仕団、保護司会の活動支援の充実を図る。
- ・ 地域住民、自治会・町内会、農協、事業者、NPO等が参加する地域福祉推進協議会を年3回、健康部・福祉部・子ども家庭部・教育部等が参加する相談支援総合調整会議を年8回程度、市内の相談支援担当者が参加するコーディネーター連絡会を年1回開催
- ・ 地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生児童委員、警察署、対象別分野の代表、有識者などによる多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会の設置を予定している。市全域、圏域(概ね中学校区)、個人レベルの3層構造の連絡を設置予定。年1~3回開催予定。
- ・ 生活支援コーディネーターを市と各地域包括支援センターに配置し、生活支援や介護予防サービスの充実に向けて、地域の状況の把握やボランティア等地域の担い手のネットワーク化を進めている。

(4) 上記(1)～(3)の取組を進めるに当たっての課題(自由記述)(主なもの)

- 高齢者や虐待に関する多機関協働は進んでいるが、その子や精神障害者等については連携が進んでいないため、今後どのように連携し、支援をつなげていくかが課題となっている。
- 地域活動拠点の整備については、スペースの確保、人材の確保が課題となり、設置数が伸びていない。包括的支援体制構築の取組においては、令和2年度より実施してきた相談支援包括化推進連絡会議と既存の会議体との関係や、既に配置されているコーディネーター等との関係など、整理すべき事項が多いことが課題となっている。
- 庁内各課の協力体制、他機関との定常的(日常的)な連携方法
- 重層的支援体制整備事業とも関連した庁内体制の構築
- 拠点の運営に係る家賃、光熱水費、消耗品費等にかかる経費の負担。
- 個人情報保護に関すること。特に本人の同意が得られないケースに関する情報共有。
- 相談者となる市民への周知方法と地域参加について
- 国や都からの財政支援の規模により、実施内容が大きく変わってくるので、特定財源をどのくらい獲得できるのかが重要。
- (2)(3)について、これまで市独自で進めてきた体制や会議体で、厳密には法106条の3に基づく「包括的支援体制の整備」とは別の機能を有しているのが現状であるため、今後は整理が必要となる。
- コロナ禍で、会議等もオンライン開催が多くなり、オンラインであれば参加可能な方もおりメリットもあるが、グループワーク等は、顔を合わせて直接意見交換ができるという対面ならではの良さもある。オンラインの環境が整っていない職場や自宅があったり、使いこなせる職員ばかりでないことも課題と思われる。

6 重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4 令和3年4月1日施行)

(1)重層的支援体制整備事業の実施予定

項目	回答数
令和3年度から実施中	2
令和4年度実施予定	12
令和5年度以降実施予定	12
実施しない	2
未定	34

(2)令和3年度の各事業の実施状況及び重層的支援体制整備事業実施への準備状況(実施予定の場合)

項目	実施	未実施
包括的相談支援事業	14	10
多機関協働事業	18	6
アウトリーチ等を通じた継続的支援	11	13
参加支援	8	16
地域づくりに向けた支援	8	16

【各事業の実施または重層的支援体制整備事業への移行準備にあたっての課題(自由記述)】(主なもの)

- 現在関係各課や社会福祉協議会がそれぞれで実施しているアウトリーチや参加支援の取組を、分野を横断して支援できる一体的な事業として整備する必要がある。
- これまでの国の動きを先取りして取り組んでいる事業を、今回の重層的支援体制整備事業の枠組みにいかにかに当てはめるかが課題。
- 「包括的相談支援事業」「地域づくりに向けた支援」については既存事業をどのように移行していくのか、不明確である。移行準備事業の実績報告の内容が細かい。
- 相談者、関係者や機関への周知。また、定期的な会議の開催。移行準備中の現状把握による問題点把握。
- 既存事業を含めた体制整備に関わる庁内連携の仕組みづくり及び個人情報の取扱い方法など。
- 予算の確保、地域福祉コーディネーターの人材確保。
- 交付金の一括交付について、各課との調整が難しい。
- 部をまたいだ協議に時間が必要である。
- 庁内の連携体制の構築
- ・庁内調整が不足している。
・介護保険特別会計から一般会計への移行など、予算の組み替えが必要である。
・区の地域福祉計画との整合性を取る必要がある。
・庁外連携機関との調整を行う必要がある。
- 重層的支援体制整備事業に関する主管課が未定であること、事業の仕組みについてしっかりと理解できていないこと。
- 多機関協働事業の実施者の検討(直営・委託)に当たり、庁内で共通認識を図り、調整を数か月で行う必要がある。既存のモデル事業の位置付けや組み換えとなる予算をどの部署がとりまとめるかなども課題となっている。
- 属性によらない包括的な相談体制の在り方について、庁内の福祉関連部署が検討中である。組織改編が必要になる。
- 令和3年度中に2つのモデル地区での実施することを目標に、現在準備中。また、高齢者保健福祉計画、障害福祉計画の次期計画策定にあわせて、令和5年度より実施できるよう、庁内調整を進めているところである。

(3)実施しない、または未定としている理由(自由記述)(主なもの)

- 未検討、情報収集段階のため検討に至っていない(複数回答あり)
- 課題整理中だが実施の可否を検討するに至っていない(複数回答あり)
- マンパワー不足で対応できる見込みがない(複数回答あり)
- 庁内での調整が進まず実施の見込みが立っていない(複数回答あり)
- 地域福祉計画の次期改定(策定)時に事業の実施や実施の方向性について検討する予定(複数回答あり)
- 現状の実施体制である程度対応できている(複数回答あり)
- 重層的支援体制整備事業(相談支援・参加支援・地域づくり)を一体的に行うには、地域の課題や既存事業の見直しも含めて整理が必要であり、すぐに一体的な事業を進めるのは難しい。
- 現時点ではケースに応じて、必要部署と連携が取れている
- そもそも障害、高齢者、母子等をすべて管轄しており、新しく整備することが適当かどうか不明であり、これ以上新しく何かを始めるマンパワーはない

7 関係機関との連携

地域生活課題を解決するに当たって連携している関係機関 ※個別事案で連携している場合のみ

項目	回答数
NPO	34
ボランティア団体	34
自治会・町会	40
民生委員・児童委員	56
社会福祉法人	56
一般企業・商店等	24
その他	13

【その他の記載事項(自由記載)】

- ・ 社会福祉協議会
- ・ ボランティアセンター
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 介護事業者
- ・ 医療機関
- ・ 職能団体等(三師会、柔道整復師協会等)
- ・ 保健所、支庁
- ・ 警察・消防
- ・ UR・JKK
- ・ ひきこもり家族会
- ・ 教育機関(大学等)、学校

【上記関係機関と連携していくに当たっての課題(自由記載)】(主なもの)

- 個人情報の保護や情報共有のしかたについて(複数回答あり)
- コロナウィルス感染症拡大防止のため、会議の開催が減少したことによるもの(複数回答あり)
- 連携時の課題の整理や情報の提供方法、各制度の理解促進や前提となる知識の共有などの技術的な問題(複数回答あり)
- 職員の人事異動により継続的な関係性が構築しづらいことや、連携強化を図るための人材の不足によるもの(複数回答あり)
 - ・ 地域生活課題の解決に向けては、地域福祉コーディネーターがそれぞれの事案に適した機関と連携し活動しているが、関係機関のネットワーク化には至っていない。また、それぞれの機関において、地域の支えあいの仕組みづくりに向け、主体的に取り組む人材の発掘が難しい。
 - ・ 連携にあたり連絡会、連携会議などの開催が有効と思われるが、高齢や障がい、子ども支援などの他部署も同機関との連絡会等を開催しているため、頻度の設定などの課題が残る。
 - ・ 多様な機関が参加し、この方々が地域の問題を自分事の問題として捉え、問題解決の主体となっていくよう働きかけていくことが課題。
 - ・ 支援を必要としている人とのマッチングが課題

8 以下のような視点から、地域福祉に関して取り組んでいる好事例等について把握されておりましたら、その内容を記載してください。

- (1) 包括的な相談・支援体制の構築(共生社会の相談体制、高齢、障害、子供などの分野を限定しない多世代に対応する相談体制など)
- (2) 社会福祉協議会との連携・協働、身近な地域の居場所づくり(高齢者・子供等)、地域の多様な活動、対象を限定しない福祉サービスに関する好事例
- (3) 住宅確保要配慮者への支援、空き家を活用した支援のしくみ、生活困窮者への総合的な支援体制、災害時要配慮者対策に関する好事例
- (4) 多様な地域生活課題対応、権利擁護の推進、成年後見制度利用促進に係る取組に関する好事例
- (5) 民生・児童委員の活動支援、福祉人材の確保・定着、福祉サービスの質の向上に関する好事例
- (6) その他、地域生活課題の解決に向けて取り組んでいる好事例

	区市町村	実施主体	区分	取組内容
1	千代田区	千代田区社会福祉協議会	(1)	対象を限らず、生活や福祉に関する困りごとを伺い、内容を整理し可能な範囲での支援対応を行う。千代田区地域支援ネットワーク(社会福祉法人のネットワーク)を活用し、必要な支援先につなぐなど試行的に令和2年度に実施。(福祉なんでも相談受付)
2	千代田区	千代田区社会福祉協議会	(2)	①住民主体のふれあいサロン活動を拡充していくため、区民ニーズの高い介護予防型サロンの活動助成を新設。(初年度上限24万円助成) ②高齢者対象としていたサロンを、対象者を限定しない新たなサロンとして新設(アキバみんなのサロン)
3	千代田区	千代田区社会福祉協議会	(4)	ちよだ社協オリジナルエンディングノートを作成し、地域に向いて町会や集合住宅、サロンなどで出張講座を実施。コロナ禍において企業等からも講座の依頼が増加。自分や家族の老後について考えるきっかけづくりと、成年後見制度の周知に取り組んでいる。
4	千代田区	千代田区社会福祉協議会	(6)	①住民参加のたすけあい事業(ふたばサービス)にて多様化するニーズに対応するためにサポートメニューを拡大。 ②個別のニーズに対応するために、傾聴ボランティアなど個人ボランティアのコーディネート強化。
5	中央区	中央区社会福祉協議会	(2)	高齢者や子育て中の方々が地域でいきいきとした生活ができるよう、自発的に福祉活動を行う団体を支援する。運営方法等の情報提供、保険の加入、活動費の助成(年30,000円程度)を行っている。
6	新宿区	新宿区	(1)	薬王寺地域ささえあい館を拠点に、地域の中で高齢者の自立を支援し、多世代が互いに支え合う「地域支え合い活動」を推進している。
7	墨田区	墨田区	(1) (2)	「世代を超えた地域の居場所」「課題を抱えた方の気軽な相談場所」として、「地域福祉プラットフォーム事業」を実施している。令和2年度までは社会福祉協議会の事業として展開していたが、令和3年度からは、包括的支援体制の構築のための拠点として、区の委託事業となっている。現在2か所だが、令和3年度中に1か所増やし、3か所とする。
8	目黒区	目黒区	(1)	包括的な支援を目指して、平成31年4月、健康福祉部に福祉総合課を新設し、当課に福祉の総合相談窓口(愛称:福祉のコンシェルジュ)を開設した。当窓口では、保健福祉の相談支援を行う「ふくしの相談係」と、生活困窮者自立支援法に基づく自立支援を行う「くらしの相談係」が、福祉分野全般の相談を丸ごと受け止め、解決に向けてサポートしている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により区民の生活上の不安や困り事が増大しているため、令和2年9月から毎月第4日曜日に、福祉の相談窓口(サンデーコンシェルジュ)を開設し、相談支援の経験豊富な職員が対応している。
9	大田区	大田区	(3)	住宅確保要配慮者への支援として、居住支援協議会及び住宅相談窓口の設置等を行っている。

	区市町村	実施主体	区分	取組内容
10	大田区	大田区・大田区社会福祉協議会	(4)	区と社会福祉協議会が連携し、成年後見制度利用促進中核機関を設置。中核機関として、権利擁護支援検討会議の実施や成年後見制度利用促進協議会(8月設置予定)を実施運営を行っている。
11	世田谷区	世田谷区 地域包括支援センター 世田谷区社会福祉協議会	(1)	福祉の相談窓口： 地域住民が様々な相談を身近な地区で受けられるようにするため、区内28地区のまちづくりセンターに、地域包括支援センターと社会福祉協議会地区事務局が入る、「福祉の相談窓口」を設置している。
12	杉並区	社会福祉協議会	(2)	ふれあいサロンの立ち上げへの支援(身近な地域の居場所づくり)
13	杉並区	杉並区	(1)	地域支え合いの仕組みづくり事業で行っている地域福祉コーディネーターによる「福祉何でも相談」
14	豊島区	豊島区	(1)	社会福祉協議会に委託し、区内の地域包括支援センターと同じ8圏域に18名(1圏域に2~3名)のコミュニティソーシャルワーカーを配置している。生活上の様々な課題を抱える方々への「個別支援」や、地域の多世代交流拠点である地域区民ひろば等を舞台に、民生委員をはじめ地域の関係者や関係機関と連携して「地域活動支援」を実施している。
15	豊島区	豊島区	(1)	平成27年5月の庁舎移転を機に、新庁舎内に「くらし・しごと相談センター」を開設し、制度の狭間に陥ることがないように対象者を絞らず広く受け止め、専門の相談支援員が多様な問題にワンストップで対応する対応を整えた。 就労や収入の相談に対する自立支援の強化策として、ひきこもりやニート(長期離職者)のように早期の就労が難しい人への相談に対応する就労準備支援事業、多重債務や家計に悩む人に対応する家計相談支援事業、支援を必要とする子どもに対する学習支援事業を展開するなど、総合的かつ具体的な寄り添い支援を実践している。
16	板橋区	板橋区	(2)	子どもの居場所活動支援事業 本事業は社会福祉協議会に委託している事業で、専用ホームページを立ち上げ、居場所活動団体や居場所活動を支援する団体間のネットワークを構築するとともに、連絡会や居場所団体のマップを作成し情報発信を行っている。また、子ども食堂や民生・児童委員、行政、企業などが連携し、子育て世帯へ食材配付会を行っている。
17	八王子市	八王子市 (子どものしあわせ課)	(1)	子ども食堂や無料塾といった子どもの居場所を創出する市民活動の立ち上げ支援とネットワーク化を行うため、コーディネーターを配置(委託)し、相談対応、情報発信並びに団体の連携及び活動の質の向上を促す取組を行っている。(地域福祉推進区市町村包括補助事業「子供サポート事業立上げ支援事業(立上げアドバイザー配置事業)」を活用)
18	八王子市	八王子市 (生活自立支援課)	(3)	中核市として生活困窮者自立支援法による就労訓練事業所の認定を行い、現在、5法人20事業所と連携し、20代から60代までの多世代に対応する就労訓練を実施し、交通費や報酬の提供等により対象者の働くことへの意欲喚起につながっている。
19	八王子市	八王子市 (住宅政策課)	(3)	①空き家を地域活性化施設へ改修する工事費の一部を助成(補助対象事業費の2分の1、上限100万円)する。 ②住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するため、セーフティネット住宅として登録された民間賃貸住宅の改修費及び家賃の一部、並びに家賃債務保証料について補助を行っている。
20	八王子市	八王子市 (高齢者いきいき課)	(2) (5)	①介護サポーターHACHIOJI就職相談会を開催することによって、生活困窮者や高齢者、子育て世代に対し、就職支援・就業機会の拡大を図っている。 ②福祉人材確保のため、高齢者福祉所管と障害者福祉所管が共催で、「福祉のしごと就職フェア」を開催し、市内事業所の福祉人材の確保に努めている。

	区市町村	実施主体	区分	取組内容
21	八王子市	八王子市民生委員児童委員協議会	(5)	民生委員・児童委員活動の負担軽減を図るため、民生委員・児童委員及び地区協議会会長の活動内容の見直しに係る意見交換会を平成30年4月～31年3月まで毎月1回開催した。 その結果「八王子市民生委員児童委員協議会における委員の相談・支援活動の対応の指針」を作成し、民生委員・児童委員活動の負担軽減と業務の整理をすることができた。
22	武蔵野市	地域団体や地域住民、NPO団体等	(2)	地域での見守りや社会とのつながりが必要な高齢者等の生活を総合的に支援する「テンミリオンハウス事業」を実施している。この事業では、地域の福祉団体や地域住民の方々などが、年間1,000万円(テンミリオン)を上限とした市の補助を得て、ミニデイサービスやショートステイなどの特色ある事業を地域にある建物を利用して、展開している。
23	武蔵野市	地域住民団体やNPO法人等	(2)	地域住民団体やNPO法人等が運営する、概ね65歳以上の高齢者を対象に介護予防、認知症予防のプログラムを含む活動に対し、市がその団体等へ補助・支援を行うことで、高齢者の社会的孤立感の解消、心身の健康維持、要介護状態の予防、住み慣れた地域での在宅生活の継続支援を図ることを目的とする「いきいきサロン事業」を展開している。
24	武蔵野市	武蔵野市	(3)	避難行動要支援者の範囲に該当する者のうち、事前に避難支援等関係者に同意している者については「災害時要援護者」として登録し、地域社協と連携して、特定の支援者を事前にマッチングすることにより、早期の安否確認が行える体制を作っている。
25	武蔵野市	武蔵野市	(2)	シニア支え合いポイント制度を導入し、ボランティア活動を行った高齢者に対し活動実績に応じたポイントを付与(寄付やギフト券等に交換可能) 高齢者の介護予防、健康寿命の延伸、介護人材のすそ野の拡大を図っている。
26	昭島市	昭島市社会福祉協議会	(2)	公共施設、地域の会館や個人宅などを活用し、市民の皆さんが運営しているサロン活動に支援を行っている。現在、94のサロンが運営を行っており、開設経費に1万円、年間の運営経費に1万円の助成を行っている。
27	調布市	調布市社会福祉協議会(ひだまりサロン)	(2)	高齢者や障害者・子育て中の親などの閉じこもりや孤立を予防することを目的とした、住民の主体的かつ積極的な仲間づくりや見守り、助け合いの活動を推進し、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられる地域福祉の取組。
28	町田市	町田市	(4)	権利擁護支援検討委員会を立ち上げ、専門職からの助言をいただきながら、市民後見人の受任調整、後見監督およびフォローアップを行っている。
29	東久留米市	東久留米市(委託先:東久留米市社会福祉協議会)	(1)	地域福祉コーディネーターを配置。ミニデイの立ち上げ支援やひきこもり家族会の立ち上げなど行っている。また、西部地域の福祉の相談窓口としても機能している。 生活困窮者自立支援相談員と連携して、支援を行っている。
30	東久留米市	東久留米市	(3)	生活困窮者に対する自立支援相談、アセスメントプランの作成、就労支援、住居確保給付金の支給等を市福祉総務課直営で行っており、生活保護と同じ課であることから、密に連携を取っている。
31	多摩市	地域包括支援センター・社会福祉協議会・市地域の自治会	(2)	永山地区において「永山モデル」として、地域住民と地域課題を話し合い、解決に向けた取り組みを実施している。地域住民、商店会、幼稚園、保育園、小中学校、UR、地域包括支援センター、社会福祉協議会、市等が話し合いを重ね、多世代交流の機会として「カレーの日」を開催し、生活支援として「永山自治会サポートセンター」を立ち上げ活動を行っている。

	区市町村	実施主体	区分	取組内容
32	多摩市	市・社会福祉協議会・UR・社会福祉法人との4者連携協定	(2)	高齢化が進む豊ヶ丘団地及び周辺地区の住民が気軽に足を運べ、日々の生活での困りごとや介護や福祉についての相談ができ、また、住民同士の交流ができるような場所として、UR施設内にコミュニティスペース「とよよん」を開設した。この運営事業者として社会福祉法人・楽友会、運営協力として社会福祉協議会が参加。多摩市は、情報提供・情報発信を支援している。「とよよん」内では交流スペースとしての機能の他、楽友会による介護相談、社会福祉協議会による福祉なんでも相談が実施されている。
33	多摩市	社会福祉協議会	(6)	市に10コミュニティエリアを設定し、各エリアごとに、地域生活課題の解決に向けた協働・連携の取り組みとして、民生委員、自治会、サロン、コミュニティセンター運営協議会、地域包括支援センター、老人クラブ等から構成された「地域福祉推進委員会」を発足している。地域福祉推進委員会では、広く福祉について話合っており、防災やまちあるき等地域住民への啓発や参加呼び掛けに寄与している。

9 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて様々な地域活動やイベントが制限される中で、従来の地域福祉活動等において把握していた複合的な問題を抱える支援対象者についてどのように要支援者を把握し、相談対応を行っているか(自由記載)

1	<p>①町会福祉部活動の推進をする中、コロナにより停滞傾向にある活動について福祉部同士の情報交換を行う機会を設けた。福祉部活動の中で見えてくる支援の必要な方も多い。そのため、関係機関との情報共有とともに、コロナ禍だからこそ近所の支援が必要であることを改めて伝えていくことでニーズを拾い上げるきっかけづくりとしている。</p> <p>②複合的課題がある対象者については、各所管でケース会議等を実施する際には、権利擁護や地区担当等を通じて出席要請があり、関係機関との連携の中で検討している。社協で受けた事案についても、情報交換会等、内部での情報共有を行い、必要に応じてケース会議の要請を行っている。</p>
2	<p>地域活動拠点で実施している相談会は、一時的に電話相談としたものの、現在は通常通り実施している。当事者、関係機関、地域から寄せられた相談に対して、アウトリーチによる相談支援も継続して行っている。</p> <p>一方で、利用者同士の交流が目的である「おとなりカフェ」については積極的な交流を図ることが難しくなっている。</p>
3	<p>新型コロナウイルス感染症の影響の中も、相談業務については地域の拠点で続けている。</p>
4	<p>移動が制限される中で、一部の事業でオンラインを活用し、相談業務等を実施している。また、課題としては、保護者等の当事者同士の交流が、事業の縮小や制限により十分に行なえず、地域での孤立化が懸念される。</p>
5	<p>民生児童委員が、電話、ポスティング等による相談を行っている。</p>
6	<p>社会福祉協議会が行っている貸付事業の対象者の中から、複合課題を抱える支援対象者については地域福祉コーディネーターが介入し、適切な支援機関につなぐ支援を行っている。</p>
7	<p>・緊急事態宣言の延長に伴い、アウトリーチがしにくくなっていることから、地域状況を把握するため、関係者に電話等で話を聞くように努めた。</p> <p>・緊急事態宣言下で、活動拠点である区民ひろばが閉鎖され、相談機関の連絡先の周知が課題となった。</p>
8	<p>今年度計画を策定するため、コロナ感染症の影響も含めて検討していきたい。</p>
9	<p>なごみの家において、地域の熟年者等を対象に、郵送や電話による「困りごと調査」を実施し、日常の困りごとに加え、コロナ禍によって生じた新たな困りごとを把握し、具体的な支援へとつなげるための検討を行っている。</p>
10	<p>安心見守り電話のPR、市民からの情報提供</p>
11	<p>直接的な関りがもてないため、支援者の声が届きにくくなっているが、見守り活動や支援者を取り巻く機関等からの相談により対応している。</p>
12	<p>社会福祉協議会と自立相談支援機関の設置場所が近隣であることから、資金貸付や住居確保給付金の手続などを通じて、更なる連携を図る中で、要支援者に対して必要となる情報の提供をきめ細かく行うとともに、相談支援にも対応している。また、食糧が必要となる方に対しても、フードバンクとも連携を図る中で、双方の相談場所に一定の食糧を配置し、食糧支援にも努めた。</p>
13	<p>コロナ過で始まった生活福祉資金特例貸付の事務担当と連携し、金銭以外の相談を生活支援を地域福祉コーディネーターが担当などをしてきた。</p> <p>地域包括支援センターからの個別相談は特に減少なく、複合的な問題を抱える対象者とつながることはできていた。</p>
14	<p>① 今まで行く場所があった人たちも、行く場所を失い、孤立化する可能性がある</p> <p>② 家族介護者(ケアラー)への負担増</p> <p>③ 家庭で課題を抱えている人たちの居場所がなくなり、課題が深刻化する</p> <p>④ 低所得者の増加⇒経済活動の停止により誰もが経済的困窮に陥る可能性が拡大、低所得者がさらに困窮する可能性</p> <p>⑤ デジタル環境の格差により子どもたちの学力の差が拡大</p> <p>⑥ 支援が必要な人を発見する機能の低下</p> <p>⑦ 必要な人に必要な情報や支援が届かない</p>

15	日頃から連携のある地域包括支援センター第2層生活支援コーディネーターやボランティア活動センター等との情報交換・情報共有。コロナ禍でも工夫をしながら活動を続けている地域の井戸端会議、地域活動や、オンライン開催の懇談会等に参加し把握に努めている。相談対応は、主に電話やメールで実施。必要に応じて相談者の確認を取り、先方が希望した場合は対面も実施。また、昨年末、社会福祉協議会がコロナ禍でお困りの世帯へ食料を配布する際に困りごともお聞きし、必要な支援やサービスを案内する取組を行った。
16	直接訪問等での把握が困難なため、気になる方には電話で連絡する等を行い、抱える問題の把握を行っている。
17	感染対策を行った上で、可能な限り関係機関や団体等と連携して支援対象者を早期発見できるように取り組んでいます。
18	地域福祉コーディネーターが自治会の会合等に参加し、地域の状況把握に努めていたが、会合が無くなったり、有っても参加が難しくなっている。
19	相談対応にあたる市の各部署(障害、高齢、子育て等)と社会福祉協議会が参加する庁内連携の場を設け、要支援者の把握にあたっている。相談対応については、生活困窮者自立支援事業の委託業者を通じてアウトリーチを行っている。
20	各相談窓口については、通常体制で実施出来ているが、新型コロナウイルス感染症の影響により地域へ出向いていく相談活動等が課題となっている。
21	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、対面での支援対象者への対応が困難。そのため、現状は支援対象者本人や周囲の人からの電話連絡等による把握、相談対応にとどまっている。
22	要支援対象者の把握は地区の民生委員のネットワークを活用している。
23	基本的感染症対策を講じながら、訪問時滞在時間を極力短縮しつつ状況の把握。要支援者からの電話相談の拡充。
24	外出機会が減少したことにより、支援者の相談機会の確保が難しくなっている。
25	イベントは縮小延期しているが、小さい事業は実施しているので、支援対象者がいた場合でも把握しやすいため、相談業務に繋がられている。

10 地域福祉を進めていくに当たり、課題と考えていること(自由記載)

1	高齢者や障害者等の権利擁護、コロナ禍による生活様式の変化に伴う新たな福祉課題、社会問題となっているひきこもり、8050問題への対応
2	地域福祉を推進していくためには、住民の理解と協力が不可欠であるが、下記のように地域活動の担い手不足の課題がある。 ・地域活動に参加する住民が固定化・高齢化しており、特に民生・児童委員はいくつも役職を兼任するなど負担が重くなっている。 ・マンションの増加や再開発などにより増加している新住民や若い世代に対し、地域活動への参加を促すきっかけづくりが必要である。
3	地域の活動者、町会・自治会加入者の減少。
4	地域への無関心、支援拒否、庁内・関係機関との連携
5	支援者側の意識・資質の向上、福祉人材の確保・育成
6	課題を抱える支援対象者の発見や支援施策へのつなぎ、また地域づくり支援には地域福祉コーディネーターに期待される役割が大きい、地域福祉コーディネーターの配置にあたっての配置基準や根拠が不明瞭であること。
7	場の確保、担い手の確保・育成
8	・日本一の高密都市であること、人口の流動性が高いこと、単身世帯、特に一人暮らし高齢者の割合が高くなっていること、外国人の割合が高いことなど、都市的特徴が顕著であること。 ・オートロックマンションの増加、町会の加入率の低下、近所付き合いの希薄化など、これまでのようなコミュニティによる支え合いが難しくなっていること。
9	・包括的な相談支援体制の構築 ・課題解決に向けた地域、行政、関係機関等の連携体制の構築(地域、行政、関係機関等)
10	地域のことを自分のことととらえ、課題を解決する体制の整え方・人材育成方法について
11	・市域が広い本市にあっては、地域ごとに状況が異なり(繁華街、郊外、農村部、大規模団地など)、発生する問題も多岐にわたります。このため、市内全域をカバーするような画一的な支援の実施は困難であり、より地域に寄り添った相談・支援の窓口が必要となる。幸い、市内には病院、社会福祉施設が多数散在しており、地域の活動も活発であるため、これら地域で活動しているフォーマル、インフォーマルの団体との連携体制を作ることが課題と考えている(生活自立支援課) ・高齢者等の自立した日常生活の継続に必要な移動(買い物、医療受診など)支援体制の充実(高齢者いきいき課)
12	達成を測定する指標が一般的に確立されていないため、評価が困難である(見えにくい)。また、丁寧に市民を促すことやサポートすることが地域福祉の推進につながると思うが、人件費不足によるマンパワー不足が発生している。
13	・個人情報保護に関すること ・社会福祉協議会との連携 ・地域住民の意識の醸成(普及啓発)
14	・非接触型による会議、事業の実施 ・地域ケアネットワークの運営に当たり、新たな担い手の確保 ・町会、自治会等の未加入者など、地域と関わりを持たない市民との関係構築
15	地域共生社会への理解、地域住民同士の協力体制づくり、地域におけるネットワーク強化など包括的・統合的な体制の構築
16	人口減少、超高齢社会の到来、核家族化の進展などにより、地域社会における福祉的課題や地域住民の支援ニーズが今後、ますます複雑化・複合化することが見込まれる中、国は相談体制の更なる充実を求めているが、相談対応する側(福祉人材)の高齢化や人材不足など、非常に難しい課題があると認識している。一例として、民生委員・児童委員制度についても、なり手不足や高齢化などにより、いつまでこの制度が継続できるが非常に危惧している。また、地域福祉に関連し、地域コミュニティの核となる自治会組織についても、自治会への加入率の減少は年々継続しており、「我が事」や「丸ごと」などの考え方を実際に実施していくことは、非常に難しい課題であると認識している。
17	地域の拠点となる場所と人材の確保 (これまでボランティアに取り組んでいる地域の住民の高齢化が進んでいること。空家の活用ができるようになること。)

18	<ul style="list-style-type: none"> ① 「自分ゴト」として地域活動に参加する人を増やすこと ② 時代の変化に対応した新しいつながりづくり ③ 多様な主体による地域課題解決のためのプラットフォームづくり ④ 必要な人に必要なサービスをつなげるための体制づくり ⑤ 災害時における一人一人の命を守る地域づくり
19	委託等の実施形態や場所等について、様々な関係機関と調整し、市として新たな枠組を構築していくことになるので悩ましい。
20	「地域福祉」というものが具体的に何を指すのか人によって考え方が大きく違い、多機関が協働して取り組んでいくための方向性を見出すのが難しい。また、地域住民からは公でやるべき「福祉」を地域に押し付けるだけではないかという疑念が抱かれ続けている。
21	分野横断的な事業や部庶務的な事務処理に追われ、地域共生社会の実現に資する新たな取組に十分な時間を割くことができない状況にあります。また、直接の相談窓口を持たないにもかかわらず、複合的な課題への総合調整を行わなければならないため、事務職の場合、スキルや専門性に課題があると感じています。また、コロナ禍で集まるのが難しい状況が続く中、SNSやオンラインの活用が難しい方も多く、地域活動の場も対面で会う機会も減っているため、今まで以上に多機関・多職種の連携が必要と感じています。
22	地域で活動する人は固定的であり、高齢化も進んでおり、同じ人が複数の役割を担っていることが多いため負担が心配される。 また、地域への参加に興味がある若年世代は多いものの、そういった人が地域の活動やコミュニティの参加に継続的に繋がる機会や仕組みが少ないことが課題である。
23	一体化した相談、支援を行うために地域福祉コーディネーターの配置や重層的相談体制の整備が今後の課題である。
24	住民が、地域で日常生活を営み、様々な活動に参加する機会が得られるようにしなければならないが、過疎地域において、高齢等で車の運転ができず乗り合い等の住民の相互協力が出来ない、また、公共交通機関での移動が限られている状況で移動支援が課題である。
25	小規模な自治体では職員数や関係機関、また、福祉に関心のある住民の数が限られているため、国が求める多様な取り組みすべてに対応することは困難である。小規模な自治体でも対応できるモデルケースを示していただけるとありがたい。
26	人材不足だが住宅不足もあり、事業が増えても人材募集がしにくい。

11 地域福祉を進めるため、都に支援してほしいこと(自由記載)

○他区市町村の先進事例の紹介、情報提供(複数回答あり)

○補助金の設置(複数回答あり)

地域共生社会を構築する事業に対する補助金、計画策定に係る補助金

○重層的支援体制整備事業実施に向けた情報提供、支援など(複数回答あり)

○その他

1	他区市町村の先進事例の紹介、就労支援に対するニーズに関する情報提供や把握方法の紹介
2	地域福祉コーディネーター配置にあたっての配置基準等の目安提示、配置に伴う補助
3	他区市町村の先進事例、広域連携による事例の紹介
4	地域福祉を推進する人材の養成や確保に関する支援
5	市町村に対する重層的支援体制整備事業都負担金を早期に創設していただきたい。創設にあたっては、国の重層的支援体制整備交付金の上乗せ負担とし、人口規模による上限設定を設けないでいただきたい。
6	福祉や教育は、行財政改革事業などと違って費用対効果を示すことが難しい(例:中高年のひきこもり対策による財政的効果、介護予防による財政的効果の明示)ことや、今後、法人税率の引き下げによる法人市民税の減少、新型コロナウイルス感染症の影響で個人の名目所得の減少による個人市民税の減少が重なり、市税収の大幅な減少が避けられない状況で、国が示す地域福祉コーディネーター等の専門職の人員の配置など明らかに予算を必要とする事業の実施の見通しが立たないため、国への財政的支援の拡大を求めるとともに、都独自の補助制度の創設をお願いしたい。
7	地域福祉計画の策定にあたり、地域福祉に精通した学識経験者の紹介をしていただきたい。(委員に入っていたくため)
8	・重層的支援体制における、地域福祉コーディネーターの役割について、先進事例を教えてください。 ・地域福祉コーディネーター配置は、国の補助率が1/2なので、都として独自の補助金を創設してほしい。
9	小規模な自治体では職員数や関係機関、また、福祉に関心のある住民の数が限られているため、国が求める多様な取り組みすべてに対応することは困難である。小規模な自治体でも対応できるモデルケースを示していただけるとありがたい。
10	これ以上、市区町村統一での努力義務も含め、義務化事業を増やさないでほしい。